**８　民事裁判手続等のＩＴ化**

**(1) 民事裁判手続等のＩＴ化の経緯と現状**

**ア 平成１６年の民事訴訟法改正**

最高裁判所は、司法制度改革審議会の2001（平成13）年6月付け意見書における「最高裁判所は、情報通信技術を導入するための計画を策定・更新し、公表していくべきである。」との提言を受け、2002(平成14)年3月、「裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（ＩＴ）の積極的導入を推進する計画を策定・公表するための所要の措置を講ずる。」との司法制度改革推進計画要綱を公表した。

その後、法制審議会（民事・人事訴訟法部会）の民事訴訟・民事執行法部会において、民事訴訟手続等のオンライン化についての調査・審議が行われ、2004（平成16）年2月の法制審議会の答申に基づき、法務省において、民事訴訟手続の申立て等のオンライン化を実現することなどを内容とする「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が立案され、同年11月26日、第161回国会において、「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第152号。以下「平成16年改正法」という。）が成立した。

平成16年改正法においては、社会のＩＴ化に対応し、民事訴訟等の手続をより国民に利用しやすいものとするために、民事訴訟に関する手続における申立て等のうち、法令上書面をもってすることとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、インターネット等を利用して申立て等をすることができるものとされた（民事訴訟法（以下「法」という。）132条の10）。

また、督促手続については、簡易迅速を旨とする手続の特質にかんがみ、処分の告知をオンラインで行ったり、支払督促等を電磁的記録により作成することができるようにするなど、その手続全体にわたって、原則としてオンライン化を進めることとされた（民訴法397条～402条）。

　　　改正法施行後、支払督促手続については、平成18年にオンラインでの申立て等を可能とする「督促手続オンラインシステム」が導入され、年間９万件以上利用されている。

　　　しかし、民事訴訟一般に関しては、民訴法132条の10の施行前に、電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則（平成15年最高裁規則21号）及び同規則施行細則（平成16年最高裁判所告示1号）が定められ、2004（平成16）年以降、民事訴訟規則（以下「規則」という。）により書面等によりすることとしている申立て等のうち、ファックスで提出することができるものについてはオンラインでの申立て等を可能とする試験的な運用が一部の裁判所において実施されたが、利用実績に乏しかったことなどもあり、2009（平成21）年3月にその試行は終わった。現行の最高裁規則等の下では、同条に基づくオンラインでの申立て等をすることはできず、現在、オンラインでの訴え提起や書面提出は認められていない。

**イ　諸外国の状況**

裁判手続等のＩＴ化は、欧米を中心に進んでおり、アメリカ、シンガポール、韓国等では、　ＩＴ化した裁判手続等の運用が広く普及・定着している。さらに、ドイツ等でも、近年、ＩＴ化の本格的取組が進展している。

日弁連では、これら先進国における裁判手続等のＩＴ化にかかる情報の収集にも努め、調査研究を進めているところであるが、十分なものではない。

**ウ　民事裁判手続等のＩＴ化に向けた現在の動き**

内閣官房に設置された「裁判手続等のＩＴ化検討会」（有識者会議）は、以上の状況を踏まえて、2018（平成30）年3月30日、「裁判手続等のＩＴ化に向けた取りまとめ－「３つのｅ」の実現に向けて－」をとりまとめた（以下「本報告書」という。）。本報告書は、民事裁判手続のＩＴ化推進をうたい、現行法の枠を超えて、訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かないＩＴ化への抜本的対応を視野に入れる必要があるとして、そのためには、民事裁判の基本原理を実質的観点から再検証しつつ、ＩＴ化によってもたらされる利便性を最大限に引き出すことや、裁判所を始めとする関係者の業務効率の向上、民事訴訟のプラクティス全体の在り方を見据えた検討を行っていくこと、「３つのｅ」（ｅ提出・ｅ事件管理・ｅ法廷）を目指すという観点から検討を進めることなどが必要であるとし、法務省には、2019(平成31)年度中の法制審議会への諮問を視野に検討を行うことを要請している。

また、政府は、「未来投資戦略（成長戦略）2018」（同年6月15日閣議決定）において、「司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面ＩＴ化の実現を目指す」とし、本報告書において示されたスケジュールに従って、取組を進めることとしたほか、「知財推進計画2018」（同年6月12日知財戦略本部決定）においても、「民事訴訟手続等のＩＴ化の検討を進める。」とした。

このような流れの中、2018（平成30）年7月、公益社団法人商事法務研究会において、民事訴訟法学者や弁護士をはじめとする関係者により構成され、法務省や最高裁の担当官も加わった「民事裁判手続等ＩＴ化研究会」（司法書士もオブザーバー参加）が組織され、まずは同年7月から31年3月まで8回の予定で、本報告書の内容に基づき、民事訴訟手続ＩＴ化にかかる問題点等について具体的な検討が始まった。

なお、法において申立て等のオンライン化のための通則規定を置くことにより、同法を適用、準用、またはその例によることとされている他の法令に基づく申立て等（例えば、民事執行事件、倒産事件などの手続の申立て等）についてのオンライン化も、民事訴訟手続等のオンライン化によって法制上許容されることになるので注意が必要である。

**(2) 民事裁判手続等ＩＴ化の課題**

**ア　総論　－****民事訴訟手続ＩＴ化の立法事実（「オンライン提出への一本化」の要否）**

**(ｱ)　「ｅ提出」（電子情報によるオンライン提出）について**

本報告書では、「ｅ提出」のメリットとして、常時オンラインで訴えの提起等をすることが可能となれば、裁判手続の利用者にとって書面提出の負担が軽減し、利便性が向上することなどがあげられ、非常に強いニーズがあるとして、「訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かないＩＴ化への抜本的対応を視野に入れる必要性があると考えられる」とまで指摘している。

現行法の下でも、最高裁規則を定めれば、訴状等のオンライン提出（法第132条の10参照）や、いわゆるオンラインバンキングなどの方法による手数料納付（民事訴訟費用等に関する法律８条ただし書参照）は可能であると解されるが、現行法の下でこうしたオンライン提出を実現しても、「紙媒体の存在を念頭に置かないＩＴ化」に対応することはできない。それゆえ、本報告書の指摘を踏まえると、法改正により、当事者による主張、証拠等（訴状、主張書面、各種申出、書証の写しの提出等）の提出方法をオンライン提出（ｅ提出）のみに限定し、紙媒体による提出を認めないという制度（オンライン提出への一本化）を目指すことも考えられる。

この場合、裁判所は、提出された電磁的記録をそのまま訴訟記録として管理すれば、紙媒体を電子化し、保管する労力、コスト等が不要になるというメリット及びニーズもある。

もっとも、当事者による主張、証拠等の提出方法をオンライン提出のみに限定し、紙媒体による提出を認めないとすると、利用者にとっては提出方法の選択肢が減るだけでなく、ＩＴリテラシーに乏しい利用者やＩＴへのアクセスが困難な刑事施設収容者や隔離病棟に入院中の患者等の裁判を受ける権利が制限を受けることになりかねない。これを補うためには、裁判手続のＩＴ化に伴い必要となる機材の設置やその利用等をサポートする体制の整備が必須となるが、弁護士（会）にとって、これは、非弁行為の防止との関係で大きな課題となると思われる。他方、訴訟手続のように手続保障を重要視されない行政手続においても、現在、オンライン提出への一本化が実現された制度は存在しておらず、この相当性については、なお慎重な検討が必要である。

したがって、オンライン提出への一本化（特定の分野の事件や、当事者双方に代理人が選任されている事件のみについての一本化を含む。）の要否については、裁判を受ける権利の保障や非弁行為の防止を念頭におきつつ、立法事実の有無を慎重に見極めなければならない。

**(ｲ)　「ｅ事件管理」（訴訟記録の電子化等）について**

本報告書では、「ｅ事件管理」のメリットとして、訴訟記録への随時アクセスにより、期日の進行計画等の確認が容易になり、紙媒体の記録保管のためのコストも削減できることが指摘されている。

しかし、法132条の10に基づくオンライン提出であっても、同条5項に基づいて出力された書面を訴訟記録として取り扱うとされていることからすると、訴訟記録の電子化を前提とする「ｅ事件管理」は、現行法では実現できない。

そして、そもそも訴訟記録の電子化には、管理の容易性（物理的スペースの削減、持ち運びの容易性）の他、オンラインアクセスや電子的な検索を可能にするというメリットがあるものの、視認時の利用しやすさ（データや書面の量が多くなった場合はなおさらである。）の観点から、紙に打ち出すことを好む者もおり、この点において、必ずしも、全ての利用者が電磁的記録による管理や電磁的記録のみでの検討を望むとは限らないというべきである（米国では、裁判官が提出を求めたときには、紙のコピー「Courtesy」を提出しなければならない旨の規則等がある場合がある。）。

**(ｳ)　「ｅ法廷」について**

本報告書では、「ｅ法廷」のメリットとして、ウェブ会議等が積極的に活用されれば、当事者が遠方の裁判所に出頭する時間的・経済的負担が軽減され、審理の迅速化・効率化が期待されることなどが指摘されている。

この点、現行法においても、弁論準備手続等の期日においては、一方当事者が出頭すれば、他方当事者は出頭せずにウェブ会議を利用することができるほか（法170条3項参照）、書面による準備手続においては、当事者双方とウェブ会議を用いた協議を行うことができる（法176条3項、規則91条）。また、鑑定人等については、遠隔地に居住しているときその他裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議等を利用して意見陳述をすることも可能である（法215条の3、規則132条の5参照）。

しかし、現在は、口頭弁論期日や双方当事者不出頭の弁論準備手続をウェブ会議を利用して実施することはできないところ、当事者の利便性向上の観点からすると、ウェブ会議を利用した口頭弁論期日や双方当事者不出頭の弁論準備手続等の実施について、実務上のニーズやメリットもあると考えられる。

また、現行法の下でも、一定の要件の下で、テレビ会議（ここでは、訴訟において使用されている裁判所に設置された閉域網の「テレビ会議システム」を意味するものとして使用）等による証人尋問（法204条、規則123条）等も認められているが、証人尋問等のためにウェブ会議を利用することについては、裁判官がこれにより十分に心証を形成することができるのかといった点が改めて問題視されている。

したがって、「ｅ法廷」の採否及びこれを認める場合の要件については、立法事実を踏まえた慎重な検討が必要である。

**イ 各論**

上記民事裁判手続等ＩＴ化研究会において取り上げるべき主な検討項目として掲げられているのは、以下の項目である。

裁判手続等ＩＴ化の動きに全面的に反対だという者もいるが、ＩＴの普及とその利便性がもたらす効用に鑑みれば、この流れを止めることは困難であるし、弁護士会内においても大勢はＩＴ化の動きそのものに異論を唱える者は少ない。

とすれば、上記のとおり、民事裁判手続のＩＴ化に向けた議論が急ピッチで進められていく中で、利用者である国民の意見に耳を傾け、その立場にたって、これまで築き上げられてきた国民の裁判を受ける権利や裁判の公開、弁論主義、口頭主義、直接主義等の原則に根ざした現在の実務が後退してしまうことがないよう、否、さらに発展させるべく注意を払いながら、安心安全な民事裁判手続等のＩＴ化実現に向けて、早急かつ真剣に検討を行い、ＩＴ化に際しての問題点の指摘や方策の提言等を時期を失することがないようにしていくことこそが、訴訟の当事者として民事裁判手続等を現実に担う立場にいる弁護士の重要な責務である。もちろん、安心安全な民事裁判手続等のＩＴ化を実現するには、技術的な問題や予算上の問題等、法的問題とは異なる重要な要素が存在することは否定できない。しかし、それはそれとして、問題点やあるべき方向性を示すことにより、そうした技術的、予算的な問題をもクリアしなければ、ＩＴ化の実現は難しいことを働きかけ、技術的信頼性の高い制度を構築していくことが必要である。

民事裁判手続等のＩＴ化については、検討が始まったばかりであり、まだ、十分な議論が尽くされていない。それゆえ、ここでは、上記研究会におい検討課題として取り上げられているものを中心に、現時点における論点の洗い出しと議論の状況について主なものを紹介する。

**(ｱ)　訴え提起等**

**ａ　オンライン提出等**

◆　オンライン提出はどのような方法で行うべきか。

→　ファイルを添付したメールが複数のサーバーを経由するため情報漏洩のリスクが高いメール提出よりは、裁判所が管理するシステムに原告が訴状をアップロードする方法によるシステム提出の方が安全なのではないか。

◆　本人確認はどのように行うのか。

→　電子署名の取得まで要求するのは煩雑。代替手段としては、登録制度を設け、登録の際は、電子署名を付して本人確認を行うが、その後は、ＩＤとパスワードを発行し、これを利用すること等が考えられる。

◆　当事者のオンラインによる訴え提起の方法を認めることにした場合、訴えの提起はオンライン提出のみに限定すべきか否か。

★　仮に、限定するとした場合には、ＩＴリテラシーに乏しい利用者が裁判を受ける権利を害されないようにするため、環境面（ＰＣ等機材の設置・準備等）や技術面（ＰＣ操作等）でのサポート体制の整備が必要となる。

★　かかるサポートの担い手は誰か。

→　裁判所・法テラス・弁護士会・司法書士会等が考えられる。

→　弁護士会が担当しなければ、民事裁判への他業種参入を許すことになる。

★　ＩＴサポートにかかる費用は、誰が負担するのか。

→　当事者の負担とすれば、従来認められていた裁判を受ける権利がＩＴ化により制限されることになる。

★　法的助言とＩＴ支援は区別できるのか。

→　ＩＴサポートに名を借りた非弁行為発生の恐れがあるが、防止できるのか。

**ｂ　添付書類を省略する制度**

◆　現行制度の下では、訴状に添付する書類（規則第55条）が定められているところ、行政機関等との情報連携（いわゆるバックオフィス連携）を図ることにより、添付書類の一部を省略する制度を導入できないか。

→　行政機関が保有する情報を司法府に提供することに問題はないか。

**ｃ　濫用的な訴えへの対応**

◆　オンライン提出等を認めることによって濫用的な訴えが増加するのではないか。

　→　ＩＴ先進国である諸外国の状況を調査する必要がある。

◆　濫訴増加のリスクがあるとした場合、これを防止するためにはどのような方策が考えられるか。

　→　提訴手数料の負担によって相当程度防止が可能。訴訟救助の仕組みについては変更すればよい。

**(ｲ) 送達等　－　訴訟記録の電子化に即した送達、通知及び告知の在り方**

◆　ＩＴ機器を利用した迅速かつ安価な訴状の送達方法

★　現行の職権送達や交付送達の原則を維持することの当否

→　ファイルを添付したメールが複数のサーバーを経由するため情報漏洩のリスクが高いメール送達よりは、裁判所の事件管理システムにアップロードする方法によるシステム送達の方が安全なのではないか。

→　具体的には、受送達アドレスの登録制度を導入することを前提として、あらかじめ電子メールアドレスを受送達アドレスとして登録している被告に対しては、書記官が訴状の電子データを事件管理システムにアップロードし、その旨の電子メールを当該登録アドレスに送信、これを受けた被告が同システムに閲覧又はダウンロードしにいくという方法が考えられる。

→　被告の受送達アドレスが登録されていないケースがほとんどであると思われること、刑事施設の被収容者や隔離病棟の入院患者等のようにインターネットにアクセスできる環境にはない者がいること等を考えると、従来の送達方法も原則として維持し、選択的に利用可とする必要がある。

→　受送達アドレスの事前登録制度については、受送達アドレスを登録したことを失念してしまったり、訴状のアップロードを知らせる書記官からの電子メールの受信を見落としてしまうこともあると考えられるため、システム送達等が奏功しなかった場合には、改めて従来の送達方法を実施するべきである。

★　送達を受けるべき電子メールアドレスの登録制度導入の可否

→　国、地方公共団体等に対しては、受送達アドレスの登録を義務化することが考えられる。

→　企業等の法人については、体制、態様が様々であることから、義務化は適当ではない。しかし、あえて登録を希望する場合には、事前包括申出制度の採用を否定する理由もないのではないか。

→　個人については、登録時になりすましの危険があるだけでなく、訴訟もおきていない段階で、受送達アドレスの登録がもつ意味を深く考えもせず、不用意に登録を誘引されてしまう危険性（送達の効力発生時期とも関係するが、例えば、受送達アドレスを登録しないと、物を売らないと言われて登録したものの、そのことを失念してしまい、同アドレスに送られてくる電子メールの確認を怠ったため、訴訟提起されたことを知らぬまま訴訟が進行してしまう等）もあることから認めるべきではないのではないか。その点は、法人であっても、中小企業については同様ではないか。

→　登録後、長期間が経過すると、受送達アドレスを登録したこと自体を失念してしまったり、同アドレスに送られてくる電子メールの確認を怠ってしまう恐れがあることから、本人の自覚を促すため、有効期間は設けるべきである。

★　送達の効力の発生時期

→　①書記官がシステムにアップロードした旨の電子メールを送信したとき、②送達を受けるべき者が当該電子メールによる通知を受信したとき、③送達を受けるべき者が当該電子メールを開封したとき、④送達を受けるべき者が現実に送達すべき書類の内容を了知したとき（閲覧時又はダウンロード時）という考え方がありうるが、訴訟係属前の当事者に登録した電子メールの受信状況を常時注視するよう求めることは相当ではないから、➀と②は採用すべきでない。

また、④の場合、訴状がシステムにアップロードされたことを知りながら、被告が、いつまでも閲覧又はダウンロードしない場合にも送達の効力が生じないことになるため、③が合理的か。

★　訴訟係属後の送達

→　訴状の送達と同様のシステム送達によるのが相当。ただし、ＩＴリテラシーに乏しいものを保護するため、システム送達は当事者の同意を条件とするべきであるから、事件管理システムにアップロードした旨の書記官からの電子メールの送信は、受送達アドレスを事前登録していた者及び訴訟係属後に送達を受けるべき電子メールアドレスを届け出た者に限定すべきである。

★　公示送達方法の見直し

→　公示送達は、書記官が送達すべき書類（電子データ）を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するべき旨を裁判所のウェブサイトなどインターネット上で閲覧することができる方法で行うとした方が利便性が高いのではないか。

→　インターネットを利用していない者のため、各裁判所には、自由に裁判所のウェブサイト等、電子公示送達の有無及び内容を確認することのできる端末を用意しておく必要がある。もっとも、これをもってしても、刑事施設の被収容者等は、アクセスできないという問題はあるが、それは現在も同じである。

→　プライバシー保護の観点から、インターネット上に掲載する情報は限定すべきである。

**(ｳ) 応訴、口頭弁論等**

**ａ 簡易迅速な審理方法**

◆　オンラインによる応訴意思の確認及び確認できない場合の簡易認容制度導入の可否

争いのない事件等を簡易迅速に処理するための方策として、第１回口頭弁論期日前にオンラインによる応訴意思の確認手続きを設け、第１回口頭弁論期日の充実化を図るとともに、韓国の制度を参考にして「被告が応訴意思を明らかにしない場合に、口頭弁論を経ずに原告の請求を認容する決定等をすることができる制度」（簡易認容制度）の導入の可否。

→　簡易認容制度は、口頭弁論を経ずに権利義務の確定を目的とする裁判を行う点で、憲法82条の裁判の公開原則や裁判を受ける権利との関係が問題となる。この点は不服申立ての方法等を整備すれば足りるとしても、そもそも、争いがあるから原告は訴訟提起せざるをえなかったはずであるにもかかわらず、被告がわざわざ応訴意思を明らかにしない限り、原告の請求が認容されてしまうというのは、原則と例外を逆転するものであり問題なのではないか。

**ｂ　口頭弁論**

◆　当事者の出頭を要しない口頭弁論期日（人証調べは後記のとおり。）

現行法の下では、当事者は、原則として出頭しなければ期日で弁論をすることができない（法158条参照）が、これを変更し、当事者（双方）が現実に出頭しなくとも、ウェブ会議を利用することにより、期日で弁論をすることができることを認めるべきか否か。

→　裁判所への出頭の時間的・経済的負担の軽減や期日における審理の充実を図るという観点からは、当事者の出頭を要しない口頭弁論期日を認める意味はある。

→　公開原則、口頭主義、直接主義等との関係が問題となるが、法204条が法廷に出頭していない証人に対する尋問を認めていること、ウェブ会議等、出頭していない当事者と裁判所とのやり取りが法廷上のモニタ等に表示されるような仕組みであれば、誰でも傍聴が可能であるし、裁判所は出頭しない当事者の様子を把握した上で、当事者の発言をリアルタイムに聴取しながら手続きを進めることができること等から考えて、問題はないのではないか。

→　当事者の同一性の確認や口頭弁論の内容充実のため現実の出頭を求めた方がよい場合もあることから、当事者の意見を聴いた上で裁判所が相当と認めるときを要件とするべきである。

→　ウェブ会議等を利用する者の所在場所を限定すべきかどうかについても、➀裁判所に限定する、②代理人事務所の所属事務所でも認める、③一定の公的な施設等でも認める等の議論があるが、限定しすぎるとウェブ会議を認めた趣旨が没却されてしまうことから、当事者らのプライバシーの保護、非弁行為の防止、通信可能な機器設置の可否等の観点を踏まえ、なお慎重に検討する必要がある。

→　当事者の裁判所への出頭が必ずしも必要でなくなると、将来的には、裁判所の統廃合が進むことも懸念されることから、地域司法の在り方については常に十分な配慮と検討が必要である。

**(ｴ) 争点整理手続等**

**ａ　弁論準備手続****における当事者出頭要件の廃止**

◆　現行法の下でも、弁論準備手続期日については、一方当事者が出席していれば、ウェブ会議を用いて手続を行うことができる（法170条3項）が、双方当事者が出席していなくとも、これを行うことを認めるべきか。

→　当事者の便宜や簡易迅速な争点整理の必要性に鑑みると、これを認める意味はある。

→　また、ＩＴ技術の発展により、当事者双方が不出頭の期日においても、臨場感をもったやり取りが可能であることや、他の法律に基づく裁判手続には、当事者双方が不出頭の手続期日が既に存すること（家事事件手続法54条、非訟事件手続法47条）からすると認めてよい。

→　法170条3項本文は、立法当時、電話会議システムの利用を想定していたが、文言上、それに限定されるものではなく、現在、既に、同規定に基づきテレビ会議システムも利用されていることから、さらに、インターネット回線を利用したウェブ会議も許容されるものと解される。ただし、インターネット回線が利用できない状況もおこりうることに備え、電話会議システムの利用も可能な余地を残しておくべきである。

→　ウェブ会議等を利用する者の所在場所を限定すべきかどうかについては、弁論準備手続の場合には原則非公開とされており、傍聴には裁判所の許可が必要なことから、前記口頭弁論の場合とは異なる面がある。しかし、現在、電話会議システム等を用いた弁論準備手続を行う場合には、規則88条2項により、通話者及び通話先の場所の確認をすることとされているので、これに加えて規則226条3項のような、場所が相当でない場合には裁判所が変更を命ずることが出来るといった規定を設ければ、不都合はある程度防止できる。

**ｂ　その他の争点整理手続**

◆　書面による準備手続の要否

　　　当事者双方不出頭の弁論準備手続を認めることにした場合、書面による準備手続は必要か。

→　書面による準備手続は、当事者が裁判所に出頭できない場合に、当事者の負担を軽減するとともに、争点の早期整理を可能にするために当事者が裁判所に出頭しないで準備書面の交換や電話会議等の方法によって争点等の整理を終える手続きとして導入された制度である（弁論準備手続とは異なり準備書面の陳述、証拠の採否、書証の取り調べ等をすることは認められていない）。それゆえ、双方不出頭の弁論準備手続期日を認めることにした場合には、必要性はないようにも思われるが、刑事施設被収容者等のようにウェブ会議等を用いた弁論準備手続の利用ができない者については、なおニーズがあることから、そのようなケースに限定して認めることにしてはどうか。

◆　準備的口頭弁論手続の要否

→　準備的口頭弁論手続は、争点及び証拠の整理を、公開を原則とする口頭弁論期日におこといて行うものであるが、双方不出頭の口頭弁論期日を認めることにした場合には、必要性はないように思われる。

**ｃ　その他の手続**

◆　和解期日に関する明文規定創設の要否

→　現行法の下では、訴訟がどの程度に達していても和解を試みることは可能である（法89条。進行協議期日は除く。規則95条2項）とされている一方で、和解期日についての明文規定は存在しない。それゆえ、この機会に、和解手続期日に関する明文規定を設け、口頭弁論期日等とは別に和解手続期日を裁判所が指定し、そこでも、ウェブ会議等の利用を可能にするとすることは相当である。

◆　進行協議期日における当事者出頭要件の廃止の可否

→　現在、進行協議期日においては、当事者の一方が現実に裁判所に出頭していれば、ウェブ会議等を行うことができる（規則96条1項）が、これについても、弁論準備手続と同様、双方不出頭の手続きを認めてよいと思われる。

→　その場合、現行法の下では、期日に出頭していない当事者は、訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾をすることができないとしている規則96条3項は残すべきではないか2003（平成15）年の民訴法改正により、ウェブ会議等を利用した弁論準備手続においては、当該期日に不出頭の当事者も訴えの取下げは可能とされたが、これも含めて改めて検討の余地があるのではないか。

**ｄ　争点等整理手続統合の当否**

◆　現行の準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続を一つの争点等整理手続に統合することの当否

→　双方不出頭の口頭弁論期日や弁論準備期日を認めるのであれば、当事者の出頭の要否という事情により手続を３つに区分して異なる規律を設ける必要性はないことから、現行の各手続に対応した運用ができる形式でこれらを争点等の整理手続として一本化した方が、裁判所における審理自体が柔軟に行えるのではないか。

　　　◆　争点整理手続終結後の攻撃防御方法の提出制限の創設

→　裁判手続等のＩＴ化の動きにあわせて、争点整理手続終結後の攻撃防御方法の提出について制限を加えようとする動き（法157条の改正）もあるが、これについては、証拠収集方法の充実化等とあわせて別途慎重な検討が必要であり、裁判手続のＩＴ化という大問題の片手間で論じられることではない。

**ｅ　調書の在り方**

◆　口頭弁論や争点整理手続等の結果の記録の在り方

→　期日における録音・録画等が可能になるのであれば、口頭弁論調書（法第160条）や争点整理手続等の結果の記録（弁論準備手続調書について規則88条4項）についても、録音・録画等の電磁的記録を原則とすることも考えられる。しかし、期日を録音・録画し、これを調書に添付するといった運用を原則とすれば、自由闊達な議論が阻害されてしまう危険性が大きく問題である。

**ｆ　準備書面の提出方法**

◆　準備書面の提出の在り方

→　準備書面も、事件管理システムを利用した提出ができるようにすべきである。

→　書面による提出も可能であるとした場合には、誰がデータを事件管理システムに取り込むのかといった問題が生じるが、裁判所が行うべきである。それが難しいのであれば、誰もが容易にデータをシステムにアップロードできるようなシステムの構築がなされるべきである。

◆　準備書面の交付の在り方

→　準備書面についても、訴状のシステム送達の場合と同様、システム送達を受けることができる者については、直送（規則83条）はなく、事件管理システムにデータが取り込まれた後、その事実を、書記官が相手方当事者に電子メール等で通知し、その通知を受けた者は、事件管理システムを通じて、当該準備書面の内容を閲覧するといった仕組みを採用する方が合理的である。

→　事件管理システムにアップロードされた事実を誰が相手方当事者に通知するのかといった問題が生じるが、裁判所が行うべきである。それが難しいのであれば、アップロードされれば、自動的にその事実が相手方当事者に通知されるようなシステムの構築がなされるべきである。

**(ｵ)　書証**

**ａ　電子データ（電磁的記録）の証拠調べの当否**

◆　電子データを直接取り調べる方法の必要性

→　民事訴訟手続きにおいて、事件管理システムを用いた電子データのやり取りや訴訟記録の電子化が採用されることになれば、当事者が電磁的記録媒体を介さず、直接電子データそのものを証拠として提出し、裁判所が取り調べることができるようにする必要がある。

◆　電子データそのものは、それを記録した電磁的記録媒体のような準文書ではないため現行法上取り調べる手段がないことから、法改正すべき点は何か。

　→　電子データをモニタに表示させるなどして可読化し、これを閲読するという方法によることが可能であるから、書証に関する規定を準用することが考えられる。ただし、ＩＴの取り扱いに不慣れな者に対する手続保障のため、相手方当事者は、挙証者に対し、当該電子データを書面に印刷したものの交付を求めることができるとすべきである。

　→　裁判所においてモニタに表示させるなどして可読化できるものでなければならないため、提出可能な電子データのファイル形式は、汎用性のある一定の種類のものに限定する必要がある。

**ｂ　書証の証拠調べの方法**

◆　事前の書証の写しの提出方法

→　現行法では、文書を提出して書証の申出をするときは、当該申出をするときまでに、その写しを提出しなければならない（規則137条1項）が、これについては、書証の写しの電磁的記録（例えば、文書をスキャナ等で読み取り、それを「写し」としてｐｄｆ形式などの電子データに変換したもの）を事件管理システムにアップロードする方法で足りる。この場合、システム送達を受けることができる者については、書証の写しの電子データが事件管理システムにアップされた旨を電子メールで通知すれば足りるとすべき。

→　システム送達を受けることができない者については、裁判所が書証の写しの電子データを書面に印刷し、これを当事者に交付するとするか、当事者に対し、書証の写しを直送することを義務付ける規定を設けることが考えられる（規則83条、99条）。

→　社会におけるＩＴ化が進み、データ利用が増えると、電磁的記録のカラー化も進むと考えられることから、白黒でしか送れないファクシミリ送信は不適当であると思われる。

→　印刷には現れない表計算の関数・メタデータ・動画等についてはどうすべきか、新たな検討が必要である。

◆　書証の申出及び文書の提出

　文書の成立の真正に争いがない場合（相手方が当該文書の成立の真正を争うことを明らかにしない場合を含む。）には、書証の写しである電子データの提出をもって原本等の提出に代えるとともに、裁判所が当該書証の成立の真正について疑念を抱くなど、裁判所が必要と認めるときは、書証の申出をしようとする当事者に、原本の提出を命じることができるとすることの当否。

→　現在、書証の証拠調べは、当事者が、口頭弁論期日又は弁論準備手続期日において、文書の原本を提出し、裁判所が直ちにその場で文書を閲読することによって行われている。しかし、写しの精度が著しく向上している今、写しを原本の代わりに閲読することによっても、当該文書の原本の内容を正確に読み取ることができるし、現行実務においても、やむを得ない場合には原本に代えて写しを提出することや、写しそのものを原本として提出することによる書証の申出が認められていることからすると、事件管理システムを用いて書証の写しの電子データが裁判所に提出された場合において、相手方当事者が当該写しの元になった原本の存在及びその真正な成立について争わないときは、裁判官において、電子データが文字化されたものをモニタに表示させて閲読すれば足りるから、書証の写しの電磁的記録（例えば、書証をスキャナ等で読み取り、それを「写し」としてｐｄｆ形式などの電子データに変換したもの）を事件管理システムにアップロードする方法をもって、原本等の提出に代えることができるとしてよいのではないか。

◆　裁判所による書証の証拠調べ（提出された文書の閲読）

裁判所は、事件管理システムにアップロードされた書証の写しの電子データを閲読する方法により取り調べることができるとしてよいか。

→　前記のとおり、問題はないと思われる。ただし、相手方の異議がある場合や、その他裁判所が相当と認める場合には、原本等を閲読する方法により行うことができるとしておく必要がある。

**※　これ以下（鑑定と検証を除く）は、研究会においても、まだ議論がなされていないため、問題となりそうな項目の指摘だけにとどめる。**

**(ｶ) 人証**

**ａ　証人等の出頭**

◆　現行法の下では、証人等が遠隔地に居住するとき（遠隔地要件）などには、テレビ会議等による尋問（法第204条、規則第123条）が認められているが、証人等のウェブ会議による期日への出頭を認めてよいか。

◆　仮に認める場合、その要件について（遠隔地要件を外すなど）、どのように考えるべきか。

**ｂ　書面尋問**

◆　現行法の下では、尋問に代わる書面の提出（法第205条）が認められているが、これに加えて、電子的方法による提出を認めるべきか否か。

**(ｷ)　その他の証拠方法**

**ａ　鑑定**

◆　意見陳述の方式

現行法の下では、鑑定人の意見を書面で述べさせることができるが（法第215条）、これに加えて電子的方法による提出を認めるべきか否か。

◆　鑑定人の提出する書類

宣誓書や鑑定書については、当事者が当該書面の成立の真正を争った場合や裁判所が疑義をもった場合には、鑑定人に対して当該書面の原本を提出するよう命じることができるとの留保付きであれば、事件管理システムを用いてアップロードする方法を許容してもよいのではないか。また、鑑定手続きにおける鑑定資料のやり取りについても、事件管理システムを活用することはどうか。

→　鑑定人が事件管理システムにアクセスする際、予断の排除及び関係者のプライバシー保護の観点から、鑑定に必要のない資料は閲覧できないような制限を設ける必要がある。

**ｂ　検証**

　◆　裁判所は、当事者の同意がある場合において、相当と認めるときは、映像と音声の送受信により検証物の状態を認識することができる方法によって検証することができるとすることの可否。

→　検証物の性質、検証に必要な五感の種類、当該検証物の映像及び音声の送受信の方法によってどの程度認識できるか（精度）、当事者が検証物を裁判所に提出することの負担や裁判所が検証物の所在地に赴き検証することの負担の程度等の事情を総合的に考慮して相当と認められる場合であって、当事者双方も合意している場合なら、ウェブ会議を利用した検証の手続（例えば、裁判所が現場に赴かない現地見分など）も認めてよいのではないか。

**ｃ　外国における証拠調べ**

◆　外国にいる者についてウェブ会議を利用して尋問等を行うことができるか否かについて、外国の主権との関係を踏まえ、どのように考えるべきか。

**(ｸ)　訴訟の終了**

**ａ　判決**

◆　判決書

記録の全面電子化が行われた場合、判決書原本や正本の在り方について、どのように考えるべきか。

★　電磁的記録の原本とは何か。

★　現行法の下では、署名押印（規則157条1項）により、原本性や作成名義の真正を担保していることについて、どのように考えるべきか。）。

◆　判決の言渡し

現行法の下では、判決は、判決書の原本に基づく言渡しによってその効力を生じるが（法250条、第252条）、公開原則を踏まえた上、言渡しの要否を含めた判決の言渡しの在り方についてどのように考えるべきか。

　　　　◆　判決の送達

判決書の送達について、裁判所の専用システムに判決情報をアップロードし、これを電子メールで各当事者に通知し、各当事者がダウンロードするという手順によることは可能か。その他、どのような方法があり得るか。

**(ｹ)　上訴その他**

**ａ　控訴審及び上告審**

◆　控訴審について、留意すべき点はあるか。

◆　上告審について、どのような範囲で電子化をすべきか。

**ｂ　申立て一般**

◆　申立て一般について、留意すべき点はあるか。

**ｃ　決定、命令、処分一般**

◆　決定等一般について、留意すべき点はあるか。

**(ｺ)　訴訟記録の閲覧・謄写等（法第９１条）**

**ａ　当事者による訴訟記録の閲覧・謄写等**

◆　現行法の下では、当事者は、訴訟記録の閲覧・謄写ができるが、訴訟記録が電磁的記録となり、オンラインで閲覧（＋印刷）することができるようにした場合、謄写との関係をどのように考えるべきか。

**ｂ　第三者による訴訟記録の閲覧・謄写等**

◆　現行法の下では、何人も訴訟記録の閲覧をすることができ、利害関係を疎明した第三者は、訴訟記録の謄写をすることができるが、訴訟記録が全て電磁的記録となった場合、オンラインでの閲覧・謄写を認めるべきか否かについて、どのように考えるべきか。

**(ｻ)　土地管轄等**

◆　土地管轄や移送の在り方について、どのように考えるべきか。

**(ｼ)　手数料等の在り方等**

**ａ　手数料等の在り方**

◆　手数料、手数料以外の費用の在り方について、どのように考えるべきか。

**ｂ　手数料等の納付の在り方**

◆　手数料、手数料以外の費用、送達費用の納付の在り方（決済方法の限定等）について、どのように考えるべきか。

以上